

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2024年12月19日開催 日本損害保険協会]

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 金融庁では、2024年10月末から12月初めにかけて、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）に関する法令等のパブリックコメントを実施した。今般改正案等を公表したことは一つの節目であり、これまで日本損害保険協会（損保協）及び各保険会社より賜った多大なご助力に感謝する。
- 保険監督者国際機構（IAIS）において国際資本基準（ICS）が採択されるとともに、米国合算手法との比較可能性評価に関する結論が出された。これらを踏まえ、2025年初めに該当箇所について改めてパブリックコメントを実施予定である。
- 今後も2025年度の新規制導入に向けて着実に準備を進めていく予定であり、各保険会社におかれては、新規制への移行が円滑に行われるよう、引き続きのご協力をお願いするとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

2. 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループを踏まえた対応について

- 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループにおいて、報告書（案）について、議論を行った。
- 金融庁としても、今後公表予定の報告書の内容等踏まえ、制度や監督の在り方の見直しを実施していくが、保険市場に対する信頼を確保し、その健全な発展を図るためには、業界ガイドラインの改正や「代理店業務品質評価に関する第三者検討会」における議論等、損保協及び会員保険会社における取組も必須である。
- 損保協及び会員保険会社におかれては、一連の事案や今般発覚した情報漏えい事案等を契機とし、業界全体の商慣行や企業風土を見直し、損害保険業界全体の信頼回復に向けた取組を行っていただきたい。

3. 自賠責保険の経費の計算方法等について

- 2024年6月4日に開催した第149回自動車損害賠償責任保険審議会の議論の結果を受け、損保協においては、第三者委員会を設置し、
 - ・ 社費の計算基礎となる経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと
 - ・ 当基準等を将来的に見直すための手続を導入すること
- に関して、具体的な検討を行い、2024年12月11日に開催された第三者委員会において、検討結果をとりまとめたことと承知している。
- 検討結果については、2025年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会にて、損保協より報告を受けることとなるが、各損害保険会社におかれては、同審議会での議論の内容も踏まえ、将来の検討課題にもしっかりと対応いただきたい。

4. ビジネスモデル対話について

- ビジネスモデル対話については、「テレマティクス自動車保険と自動車保険の損害サービス」をテーマに、2024年11月末までに大手社及びダイレクト自動車保険会社と対話を実施した。
- テレマティクス自動車保険の現状と課題、ドライブレコーダーのデータ等を活用した損害サービスの状況及び3年連続で発生している大規模雹災への対応状況等について深度ある対話を行った。
- 各社における好取組事例等、対話の結果については次期保険モニタリングレポート等でフィードバックを行う予定。最大種目である自動車保険の損害サービス業務は、多くの損害保険会社に共通のコア業務であり、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて参考にさせていただきたい。

5. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

- 2024年12月3日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画

的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、

- ・ 認知症サポーターの養成促進、
- ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
- ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発

等が盛り込まれている。

- 各保険会社におかれては、2019年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

6. 国際資本基準（ICS）の最終化等について

- 2024年12月5日に南アフリカ・ケープタウンで開催されたIAIS年次総会において、保険分野における国際的な資本基準であるICS（Insurance Capital Standard）が採択された。
- 長年の議論を経て、年内の最終化が達成されたことは、特筆すべき成果である。ICSが最終化されたことを受けて、資本規制枠組みの収れんが進むことで、日本の国際的に活動する保険会社にとっても公平な競争条件を確保することにつながる。
- これに先立ち、IAISは、2024年11月に、金融庁の有泉金融国際審議官が議長を務める執行委員会において、ICSの最終化を承認した旨を公表すると同時に、米国合算手法とICSの比較可能性評価に関する結論を出している。詳細については、IAISのプレスリリース（仮訳）（※）をご覧ください。

※ IAIS 執行委員会、IAIS メンバーによる国際資本基準の採択を承認し、合算手法の比較可能性評価を終了（2024年11月15日、金融庁プレスリリース）

<https://www.fsa.go.jp/inter/iai/20241115/20241115.pdf>

- ICS の最終化という目標の下、皆さんにご協力いただいたことに改めて感謝する。ICS の実施に向けて、引き続き、国際的な議論に貢献していく。

7. 10 月 G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024 年 10 月 23 日から 24 日にかけて、ワシントン D. C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024 年 5 月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBF）I）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB 等の作業が支持された。NBF）I）におけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関する G20 ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインや P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024 年の「G20 サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。

- また、10月25日にG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
 - ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるためのG7サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。
- 2024年12月から南アフリカがG20議長国を、2025年1月からカナダがG7議長国を務める予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

8. 「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート(2024)」の公表について

- 金融庁は、2021年に「モデル・リスク管理に関する原則」を公表し、本原則の対象となるG-SIBs、D-SIBs等に対し、モデル・リスク管理態勢の高度化についてモニタリング及び対話を実施してきた。2024年12月12日、その結果をまとめた「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート(2024)」を公表した。
- 近年、金融機関の活動が大規模化・複雑化し、様々なモデルを活用することが一般的になっており、金利上昇など、金融機関を取り巻く環境が変化中、モデルの誤り又は不適切な使用を防止し、適切に経営に活用するために、モデル・リスクの管理が重要になっている。
- 本レポートは、「モデル・リスク管理に関する原則」公表後の、対象金融機関の取組を整理したものである。現時点において、損害保険会社は原則の対象ではないが、損害保険会社においても、経済価値ベースのソルベンシー規制に係るリスク計測モデルをはじめ、様々なモデルを使用していると認識している。本レポートも参考に、自身のモデル・リスク管理の在り方を点検していただきたい。

9. フィッシング対策について

- 2023年におけるフィッシングによるものとみられるインターネット

バンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ5,578件、約87.3億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024年上半期においては、被害件数1,728件、被害総額約24.4億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても、発生している。

- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024年6月の「国民を詐欺から守るための総合対策」(※1)において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術(DMARC(※2))への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー(※3)の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策(2024年6月18日、犯罪対策閣僚会議)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC(Domain-based Message Authentication, Reporting, and

Conformance):SPF・DKIMの認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。

ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー(DMARCポリシー)として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている。

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024年12月中に、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出予定である(2024年12月24日発出済み)。

- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進

してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

10. サイバーセキュリティセルフアセスメントの結果還元について

- 2024年6月下旬に日本損害保険協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価の集約結果を、2024年10月末に各金融機関へ還元した。
- 全体的な傾向としては、
 - ・ 重要なサードパーティと認識している保険代理店に対して、リスク評価を実施していない先が少なからず見受けられた。
- 各金融機関の経営陣においては、
 - ・ 還元した個票を見ると、他の金融機関と比べた自社の状態が分かるようになっているので、状況を確認していただきたい。
 - ・ その上で、業態対比で統制が弱い項目について、重要度及び緊急度に応じ、優先順位を付けて対応方針を決定するとともに、必要な人員、予算を投下していただきたい。
- 対応方針については、年次の業務計画に盛り込むことなどにより、経営陣において進捗を確認し、遅延や障害があれば原因を確認して是正していただくようお願いしたい。

11. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。

- こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を 2024 年 7 月から 10 月にかけて全 3 回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、金融情報システムセンター（FISC）、日銀金融機構局、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が参加。

- PQC への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預金取扱金融機関以外の業態にも参考になると考えられる。本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を 2024 年 11 月 26 日に公表したので、ぜひ一読いただきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

12. 気候関連金融リスクへの対応の実態把握について

- 2024 事務年度、モニタリング部門に新設した「気候関連リスクモニタリング室」では、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等について確認していく。
- 先般、大手社に対して、実態把握を目的としたアンケート調査を実施した。
- 今後、アンケートで回答いただいた内容を基にヒアリングを実施する予定であり、引き続き協力をお願いしたい。

13. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。2024年9月27日、最新版を公表した(1,050事業者を掲載)。

※ なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則(2024年9月26日)」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認する予定である。

14. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024年11月22日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」、の3つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
 - ・ プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、

- ・ レビキャリ（REVIC の人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、などの施策が盛り込まれている。

（以上）